

ベチユラチ ラツクアリス	ライ	第20933号	平成22年5月14日
せと福527V	〃	第21498号	平成22年5月14日
せと福547V	〃	第21499号	平成22年5月14日
せと福578M	〃	第21500号	平成22年5月14日
リフアインドリー ラ	〃	第22283号	平成22年6月22日
うつりやえちゃん	〃	第22355号	平成22年5月14日
朝倉るまん	〃	第22633号	平成22年6月22日
フリンセスアザー	〃	第15075号	平成22年3月15日
Scavola aemula R.Br.	〃	第22164号	平成22年3月15日
Senecio cruentus (Mason ex L'Her.) DC.	〃	第17166号	平成22年3月18日

○国土交通省告示第千六百六十四号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

免許番号	氏名	新水先区とした年月日	国土交通大臣 馬淵 澄夫
第一三五四号	新田征志郎	平成二十二年九月二十九日	水先区 馬淵 澄夫
第一六四四号	増田 純夫	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一六四六号	大野 義和	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一六四七号	岡野 菊藏	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一六七五号	坂田 安吉	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一六七六号	小林 司	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区

第一六七七号	白石 整司	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一六七八号	前田 清	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一七一六号	岩永 憲二	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一七一七号	柿山 朗	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一七一八号	館 満治	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一七二〇号	濱口 澄夫	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区
第一七二二号	野上 繁樹	平成二十二年九月二十九日	伊勢三河湾水先区

○国土交通省告示第千六百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十月一日付をもちつたように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F-399号	表面仕上材（一）ハテナックス#	株式会社岸戸タワ	兵庫県神戸市西区白木三丁目1番20号	
	次甲板床張り	1007NLI	興産	

○海上保安庁告示第百二十三号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第六条第四項の規定に基づき、海上交通安全法施行規則第六條第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示（平成二十二年海上保安庁告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

- 平成二十二年十月十四日 海上保安庁長官 鈴木 久泰
- 別表注の次に次の注を加える。
- 注3 搭載している船舶自動識別装置の性能上、次の各号に掲げる記号を送信することが困難な場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることをもつて代えることができるものとする。

- 一 「V」 「TO」を付し、その後1文字のスペースを空けること
- 二 「=」 「000」を付し、その後1文字のスペースを空けること
- 三 「??」 「??」 「UNKNOWN」を付すること
- 四 「/」 1文字のスペースを空け、その後「00」を付すること

附則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第百二十三号
港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

- 平成二十二年十月十四日 海上保安庁長官 鈴木 久泰
- 別表第一(1)に次のただし書を加える。
- ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「V」を送信することが困難な場合にあつては、「TO」を付し、その後1文字のスペースを空けることをもつて代えることができるものとする。
- 別表第三(1)に次のただし書を加える。
- ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「/」を送信することが困難な場合にあつては、1文字のスペースを空け、その後「00」を付することをもつて代えることができるものとする。

この告示は、公布の日から施行する。